

○我孫子市後援等の取扱いに関する要綱

平成18年7月14日告示第115号

改正

平成20年2月13日告示第16号

平成31年1月29日告示第20号

令和2年8月27日告示第205号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民と市が協働でまちづくりを進める中で、市民団体等（以下「団体等」という。）が事業を行うに当たり、当該事業について市に後援又は協力（以下「後援等」という。）を依頼する場合の手続、基準等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 団体等が行う事業について、市がその趣旨に賛同し、当該事業に対し市が応援すること。
- (2) 協力 団体等が行う事業のうち市の施策推進に寄与することが明らかであるものについて、市がその趣旨に賛同し、当該事業に対し市が支援すること。

(後援等の対象)

第3条 後援等の対象となる事業は、広く市民を対象とし、市民生活の向上又は社会文化の振興に寄与すると認められる事業で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの、又はそのおそれのあるもの
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの、又はそのおそれのあるもの
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの、又はそのおそれのあるもの
- (4) 営利事業又は営利的意思があると認められるもの
- (5) 公序良俗に反するもの、又はそのおそれのあるもの

- (6) 暴力団との関係のあるもの、又はそのおそれのあるもの
- (7) 事業の実施の確実性が客観的に疑われるもの
- (8) 市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜するおそれのあるもの
- (9) その他後援等を行うことが不相当と認められるもの
(後援等の申請等)

第4条 開催する事業について、市の後援等を受けようとする団体等は、当該事業の開催日の30日前までに我孫子市後援等承認申請書（様式第1号）に必要書類を添付の上、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、後援等を行うことについての可否を決定し、我孫子市後援等承認（不承認）通知書（様式第2号）により、当該団体等に通知するものとする。
- 3 第1項の申請の窓口は、当該事業に関する施策を所管する課とする。
(後援等の内容等)

第5条 前条第2項の規定により後援等の承認を受けた団体等（以下「後援団体等」という。）に対し、市が行う内容は、後援にあつては第1号から第4号までに掲げるものとし、協力にあつては第1号から第5号までに掲げるものとする。

- (1) 市の名義の使用の承認
 - (2) 広報あびこへの掲載
 - (3) 事業に関する資料の提供
 - (4) 事業の企画・運営等に関する相談
 - (5) 事業の実施における会場の確保の支援
- 2 この要綱に基づき市が後援等を行う場合の名義は、我孫子市とする。
(実績報告)

第6条 後援団体等は、当該後援等に係る事業が終了したときは、当該事業の終了後30日以内に、我孫子市後援等実績報告書（様式第3号）により、市長に報告しなければならない。
(後援等の取消し等)

第7条 市長は、後援等を承認した事業が第3条各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援団体等に対し、必要に応じて口頭若しくは書面により是正を指示し、又は後援等の承認を取り消すことができる。

- 2 前項の取消しは、我孫子市後援等承認取消通知書（様式第4号）により行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により後援等の承認を取り消したときは、当該団体等に係る事業について、当該取り消した日以後において後援等をしないことができる。

(担当課の決定)

第8条 実施する事業について、第4条第3項に規定する所管課を判断することが困難なときは、市民活動支援担当課において事業の内容を考慮し、決定するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか後援等の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(我孫子市共催後援取扱いに関する要綱の廃止)

2 我孫子市共催後援取扱いに関する要綱（平成15年告示第64号）は、廃止する。

附 則（平成20年2月13日告示第16号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成31年1月29日告示第20号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年8月27日告示第205号）

(施行期日)

1 この告示は、令和2年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の我孫子市後援等の取扱いに関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る後援及び協力について適用し、同日前の申請に係る後援については、なお従前の例による。